

きものレディカード特約

第1条（名称）

きものレディカード（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社東京藤屋（以下「東京藤屋」といいます。）と株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、Mastercard 機能を有します。

第2条（本会員及び家族会員）

1.本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、東京藤屋を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

2.家族会員（以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条（年会費）

本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、無料とします。

第4条（東京藤屋でのカードショッピングの支払金の支払方法）

1.会員が、東京藤屋で翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払のいずれかを指定して本カードにてカードショッピングをご利用された場合、支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表1のとおりとなります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表1と異なる場合があります。

【別表1】

(a)支払回数	1回	3回	6回	10回	12回	15回	18回	20回
(b)支払期間(ヶ月)	1	3	6	10	12	15	18	20
(c)実質年率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	5.50	7.75	9.25	10.00
(d)利用代金100円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	0.00	0.00	0.00	0.00	2.88	5.10	7.32	8.80

(a)支払回数	24回	30回	36回
(b)支払期間(ヶ月)	24	30	36
(c)実質年率(%)	11.00	12.00	12.75
(d)利用代金100円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	11.76	16.20	20.64

2.スキップ払いで翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払のいずれかを指定してカードショッピングをご利用された場合、支払を通常の支払開始月の翌月から最大6ヶ月据え置きして開始することができます。支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表2のとおりとなります。お支払いただくカードショッピングの支払金はカードショッピングの利用代金に別表1(d)の額に1ヶ月据え置きするごとに0.50円を加算した金額となります。

【別表 2】

(a)支払回数	スキップ 1回	スキップ 3回	スキップ 6回	スキップ 10回	スキップ 12回	スキップ 15回	スキップ 18回
(b)支払期間(ヶ月)	2～7	4～9	7～12	11～16	13～18	16～21	19～24
(c)実質年率(%)	4.00 ～ 9.00	2.50 ～ 7.25	1.50 ～ 5.50	1.00 ～ 4.25	5.75 ～ 7.50	8.00 ～ 8.75	9.25 ～ 9.75
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	0.50 ～ 3.00	0.50 ～ 3.00	0.50 ～ 3.00	0.50 ～ 3.00	3.38 ～ 5.88	5.60 ～ 8.10	7.82 ～ 10.32

(a)支払回数	スキップ 20回	スキップ 24回	スキップ 30回	スキップ 36回
(b)支払期間(ヶ月)	21～26	25～30	31～36	37～42
(c)実質年率(%)	10.00 ～ 10.25	11.00 ～ 11.00	12.00 ～ 12.00	12.50 ～ 12.75
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	9.30 ～ 11.80	12.26 ～ 14.76	16.70 ～ 19.20	21.14 ～ 23.64

3.お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に別表 1 又は別表 2 の(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(別表 1 の例) 現金価格 50,000 円 10 回払の場合

●支払総額

50,000 円 + 50,000 円 × (0.0 円 / 100 円) = 50,000 円

●月々の分割支払金

50,000 円 ÷ 10 回 = 5,000 円

第 5 条 (適用)

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。